

日向市職員の懲戒処分に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）に付すべきものと判断した事案について、代表的な事例を選び、職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため、標準的な処分量定に関する基準を定めるものとする。

(考慮事項)

第2 任命権者は懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たり、次に掲げる事項を総合的に考慮して、別表に掲げる懲戒処分の対象となる非違行為及び当該非違行為に係る懲戒処分の標準的な事例（以下「標準例」という。）を参考にして、適正に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意、過失その他非違行為実行時における当該非違行為を行った職員の責任の度合い
- (3) 非違行為を行なった職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度及び非違行為の前後における態度

2 事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることがあり得るものとする。

- (1) 標準例に掲げる処分量定より重いものとする場合
 - ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
 - ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
 - ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
 - ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- (2) 標準例に掲げる処分量定より軽いものとする場合
 - ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

3 標準例に記載のない非違行為についても、個別の事案の内容によっては懲戒処分の対象となる得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

(所属長の責務)

第3 所属長は、常に所属職員の行為の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い、又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞なく、その旨を人事主管課長に報告するものとする。

(指揮監督する者の責任)

第4 職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員を指揮監督する者（以下「監督者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認した場合
- (2) 所属職員が懲戒を受けることに関して、指揮監督に適正を欠いていた場合

(関係職員の懲戒処分)

第5 職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員以外の職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該関係職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対して、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められる場合
- (2) 職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認した場合

附 則

この指針は、平成18年12月1日から施行する。

この指針は、平成30年6月1日から施行する。

この指針は、令和3年6月1日から施行する。

【一般服務關係】

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
欠勤	正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合			○	○
	正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合		○	○	
	正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合	○	○		
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				○
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合			○	○
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
職場内秩序びん乱	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
	他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			○	○
違法な職員団体活動	地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした場合			○	○
	地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	○	○		
秘密漏えい	ア 職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
	イ アにおいて、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	○			
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合			○	○
個人の秘密情報の目的外収集・使用	ア 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した場合			○	○
	イ アにおいて、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合	○	○	○	
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合				○
営利企業等従事	許可なく営利企業等に従事した場合			○	○

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	○	○		
	イ 決裁文書を改ざんした場合	○	○		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた		○	○	○
	エ 有印私文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の有印私文書を作成し、又は有印私文書を毀棄した場合		○	○	○
	オ ア～エにおいて特段の事情があるとき		○	○	○
セクシュアル・ハラスメント ※ 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場外における性的言動	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辭、性的内容の電話や手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。）を繰り返した者		○	○	
	ウ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた場合	○	○		
	エ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った場合			○	○
パワーハラスメント ※ 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの	ア パワーハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合		○	○	○
	イ パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合		○	○	
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	○	○	○	
不適正な業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた場合		○	○	○
収賄	賄賂を収受した場合	○			
競売・入札妨害	競売・入札の公正を害すべき行為をした場合	○	○		

【公金公物関係】

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
横領	公金又は公物を横領した場合	○			
窃取	公金又は公物を窃取した場合	○			
詐欺	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	○			
紛失	公金又は公物を紛失した場合				○
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合				○
公物損壊	故意に公物を損壊した場合			○	○
出火・爆発	過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合				○
諸給与の違法支払・不 正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び 故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給 与を不正に受給した場合			○	○
公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処 理をした場合			○	○
コンピュータの不適正 使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目 的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○

【公務外非行関係】

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
放火	放火をした場合	○			
殺人	人を殺した場合	○			
傷害	人の身体を傷害した場合		○	○	
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった場合			○	○
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			○	○
横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	○	○		
	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員			○	○
窃盗	他人の財物を窃盗した場合	○	○		
強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した場合	○			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付された場合	○	○		
賭博	賭博をした場合			○	○
	常習として賭博をした場合		○		
麻薬等の所持等	麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持・使用・譲渡等をした場合	○			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			○	○
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合	○	○		
わいせつ行為	痴漢行為、のぞき行為又は盗撮行為等、わいせつな行為をした場合	○	○	○	

【交通事故・交通法規違反関係】

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定				
		免職	停職	減給	戒告	
飲酒運転以外の交通法規違反	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○	○	○		
	イ アにおいて、措置義務違反をした場合	○	○			
	ウ 人に傷害を負わせた場合		○	○	○	
	エ ウにおいて、措置義務違反をした場合	○	○			
	オ 著しい速度超過等悪質な交通法規違反をした場合		○	○	○	
	カ オにおいて、物を損壊し、その他の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○		
飲酒運転	酒酔	酒酔い運転をした場合	○			
	酒気帯び	ア 酒気帯び運転をした場合	○	○	○	
		イ アにおいて、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合	○	○		
		ウ イにおいて、措置義務違反をした場合	○			
		エ アにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○		
飲酒運転容認	運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者が運転する車に同乗した場合	○	○	○		
	運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、又は運転することを幫助した場合	○	○	○	○	

【監督責任関係】

非違行為の種類	非違行為の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
管理監督責任	所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		○	○	
	所属職員が懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合			○	○
関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められる場合		○	○	○
	職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認した場合			○	○